

戦闘機輸出「歯止め」効く?

第三国へ共同開発品 自公正式合意

政府提案の次期戦闘機の輸出解禁をめぐる
「歯止め」と問題点



日英伊が共同開発する
次期戦闘機のイメージ
参考写真提供

二つの 限定	新たな国際共同開発品全般ではなく「次期戦闘機」
	「焼に戦闘機が行われている国」は除外
	「防衛装備移転協定」などの締結国に限定
二重の 閣議決定	輸出解禁への政府方針の転換を閣議決定
	実際に輸出する際は個別案件ごとに閣議決定

閣議点
新たな国際共同開発品の追加は可能
将来「戦闘国」になる可能性は?
従来通りの運用

国会の関与なし
政府・与党だけの秘室協議で決定

「二つの限定」と「重の閣議決定」と「厳格な決定」のセリフを経て、日英伊が共同開発する次期戦闘機のイメージが示され、その上に「歯止め」と問題点が記載されている。また、閣議点として、「新たな国際共同開発品の追加は可能」「将来「戦闘国」になる可能性は?」「従来通りの運用」が挙げられている。

「二つの限定」の説明では、国際共同開発品全般ではなく「次期戦闘機」、「焼に戦闘機が行われている国」は除外、「防衛装備移転協定」などの締結国に限定される。輸出解禁への政府方針の転換を閣議決定、実際に輸出する際は個別案件ごとに閣議決定が行われる。この方針が実際には、公明党内からも「歯止め」が明確になって、合意ができた」と胸を張った。たゞ合意事項の実態は、公明幹部の眞理姿勢を懷柔するための弥縫策の側面が強くなっている。公明内からも「歯止めなんぞ頼らねやねめがい」といふ。自「矛盾だ」(ぐうらう)との本音が漏れているのが実態だ。

「制約ない」断言

まず「二つの限定」のうち、輸出対象品を次期戦闘機に絞る「限界」をめぐつては、将来的に新たな国際共同開発品を輸出対象品として追加する、とは可能だ。今後、輸出し得る国際共同開発品を生産した場合

、技術移転協定などの締結が認められるという方針で、従来通りの運用の原則を踏襲してはならない。日本は、うした協定を米英や東南アジアなど15カ国と結んで、武

二つの限定

譲渡後に戦闘懸念

二重の閣議決定

国会関与ないまま

五典元防衛相は15日、記者団に「新しい案件を過記していくばかりだ。何の制約もない」と軽く切りました。

紛争の助長を防ぐため、「現に戦闘が行われてこむる国」には輸出しないという方針には、時間軸の課題がある。輸出時点での戦闘が起きていなくても、そのれた戦闘が発生すれば、「現に戦闘が行われてこむる国」で日本が行われていたり、日本が輸出した次期戦闘機が使われかねない。例えば、英伊など4カ国が共同開発した戦闘機「ヨーロッパイター」をめぐる、サウジアラビアに輸出された後、イエメンへの空爆で使われた可能性があるとの指摘が識者から出ている事例もある。

一方で、政府が今回、国家安全保障会議(NSC)の大臣会合で「三原則」の運用指針の改定を決めるのを前に、政策転換の理由や目的などを記した文書を閣議決定するところなのだ。一方で、実際に次期戦闘機を輸出する」としては、なった場合、輸出先は「個別の属性」として閣議決定を経て輸出を決める、ことを指す。だが、じねの政策を

実行する主体である政府が、自分たちの内部手続きを取ること無意味だ。」と指摘した。

「防衛装備品、技術移転協定」などの締結が原則必要な米国とは異なる。共産の山添拓氏は13日の参院予算委員会で、「政府と与党の協議のみで閣議決定で発表しているのは、いくつも厳格だと言つても国会無視だ」と指摘した。